

被扶養者申請に関する誓約書

令和 年 月 日

広島東友健康保険組合理事長 殿

被保険者証 記号 番号

被保険者氏名

認定対象者氏名

健康保険の被扶養者申請にあたり、下記事項について厳守することを誓約いたします。

記

1. 雇用保険の失業給付等を受給した場合には、雇用保険受給資格者証の写しを提出し、給付日額が日額基準額を超えた場合は、受給開始日に遡って被扶養者資格の不該当手続きを行い、保険証を返却します。
2. 資格喪失後の傷病手当金、出産手当金、労災休業補償は受給しません。受給し給付日額が日額基準額を超えている場合は、認定日に遡り被扶養者資格の不該当手続きを行い、保険証を返却します。
3. 申請時に3ヵ月分の仕送り額の証明を添付できなかった場合は、3ヵ月後に直近3ヵ月分の仕送り額の証明書類を提出します。
4. 生計維持関係がなくなった場合には、速やかに被扶養者資格の不該当手続きを行い、保険証を返却します。
5. 被扶養者資格を喪失した場合、被扶養者資格のない期間中に保険診療等を受け、保険給付(医療費等)がされていた場合には、貴健康保険組合が負担した保険給付を全額返還します。
6. 事実に相違した申請をし、被扶養者の認定を受けたことが判明したときは、被扶養者資格を取り消し、既に保険給付費(医療費等)が給付されていた場合には、貴健康保険組合が負担した保険給付費を全額返還します。

※ この誓約書を提出の際は、コピーを控えとして保管してください。